

長期処方・『リフィル処方せん』について

当院では、患者様の状態に応じ、下記のいずれの対応も可能です。

◆ 28日以上 of 長期処方を行うこと

◆ リフィル処方せん を発行すること

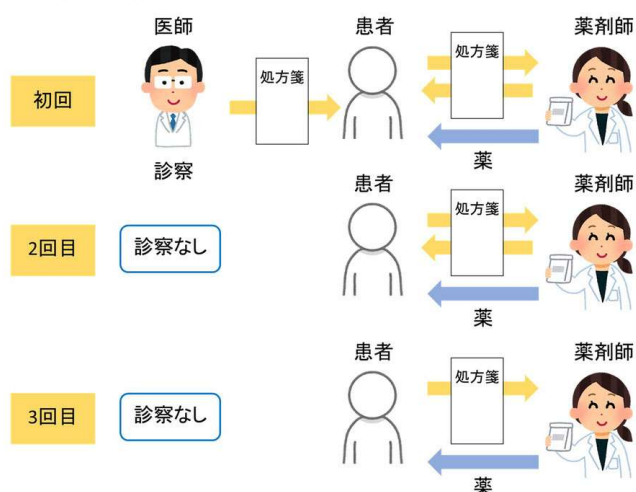
※なお、長期処方やリフィル処方せん交付が対応可能かは病状に応じ
担当医が判断致します。

病状や、投薬内容によって長期処方およびリフィル処方ができない場合もあります。ご理解とご協力をお願い致します。

リフィル処方せんとは

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者様が、医師の診察なしに処方箋を繰り返し使用できる制度です。医師が許可した場合、**最大3回**まで、同じ処方箋で薬局で薬を受け取ることができます。

○リフィル処方箋のイメージ



令和7年8月1日



社会医療法人 協和会
北大阪病院
KITAOSAKA HOSPITAL